

修学資金返還届

年 月 日

新潟県知事 _____ 様

氏名 _____

下記のとおり修学資金を返還するので、新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則第 10 条の規定により届け出ます。

記

| | | | |
|----------------------|--|---------|--------|
| 決 定 番 号 | | 大 学 名 | |
| 借 受 人 | ふりがな | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏 名 | 電 話 番 号 | |
| | ふりがな | | |
| | 住 所 | 〒 | |
| 借 用 金 額 | 金 円 | 返 還 金 額 | 金 円 |
| 修学資金受領期間 | 年 月分から | | 年 月分まで |
| 返 還 方 法 (いずれかを選択) | 一括 (支払日 年 月末日) | | |
| | 月賦 (年 月末日から 年 月末日まで 回払) | | |
| | <p>【月賦を選択する方は、下記事項をご理解の上、選択してください】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返還金を納期限までに正当な理由なく納入しなかったときは、<u>期限の利益</u> (債務の履行期限が到来するまでは、債務を履行しなくてもよいという借受人の利益) を喪失し、<u>一括での返還義務を負うことがあります。</u> ・期限の利益を喪失したときは、県は連帯保証人に、その旨を通知します。 | | |
| 返 還 理 由 | | | |

注 1 住所にはアパート名、寮名、同居先等があれば必ず記入すること。

2 月賦の場合の支払回数は、修学資金の貸与を受けた期間以内とする。

例) 2年間の貸与であれば、支払回数を最大で 24 回まで設定できます。